令和2年度南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会 議事録

日 時:令和2年4月8日13:30~14:30

場 所:南丹市役所2号庁舎301会議室事務局:南丹市農林商工部農山村振興課

<出席者>

前田博文委員(南丹市猟友会園部支部長)、西村義一委員(南丹市猟友会会長)、吉田直一委員(南丹市猟友会副会長)、市川順一委員(南丹市猟友会副会長)、丸直裕委員(京都府南丹広域振興局地域連携・振興部農商工・連携推進課長)、奥村安治委員(園部町森林組合代表理事組合長)、小槻忠行委員(八木町森林組合代表理事組合長)、宇野齊委員(日吉町森林組合代表理事組合長)、榎川善久委員(京都農業協同組合南丹広域営農センター長)、塩貝孝之委員(南丹市議会産業建設常任委員)、芝原和幸委員(京都府緑の指導員)、中野均委員(京都府緑の指導員)、下村高史委員(大堰川漁業協同組合代表理事組合長)、小中昭委員(美山漁業協同組合代表理事組合長)、國府栄彦(南丹市農林商工部長)

<傍聴人数>

0名

<次第>

- 1. 開 会
- 2. 市長あいさつ
- 3. 委嘱状の交付
- 4. 会長・副会長の選任について
- 5. 協議事項
 - ① 令和元年度の捕獲結果報告について
 - ② 令和元年度の農林作物等の被害状況について
 - ③ 令和2年度の捕獲許可頭数及び許可期間について(案)
 - ④ 令和2年度捕獲従事予定者について(案)
- 6. その他
- 7. 閉 会

< 1. 開会>

事 務 局:まず最初に、新型コロナウィルス感染症による緊急事態宣言が出ている最中ではありますが、本会の開催については席の間隔を広く開け、窓を開放し空気を通し、マスクの装着と手の消毒の徹底をいただき対応しておりますのでご理解をお願いいたします。

それではただ今から令和2年度南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会を開催し ます

(当日の協議会資料の確認を行う。)

それでは、南丹市長 西村良平よりご挨拶申し上げます。

< 2. 市長挨拶>

市 長:皆様大変ご苦労様でございます、本日は令和2年度の野生鳥獣被害対策運営協議会を開催させていただきましたところ、皆様方には年度初めで何かとお忙しい中、このようにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。世の中コロナウィルスで人影が少なくなったように感じておりますが、今日小学校は規模を縮小して入学式を行われ、10日には同じく中学校でも規模を縮小しで行われる、子供たちもストレスが溜まっておりますし、何とか学校を再開したいが、京都府の教育委員会の方針に沿って、南丹市も期間はとりあえず4月22日まで休校措置としている、関係者にはいろいろとご辛抱やご苦労をいただいているが、早く収束させるための取り組みとしてご理解ご協力を賜っている。

さて、南丹市の野生鳥獣被害としては、私の個人的な話としては、例年家の竹藪のタケノコはイノシシに先に食べられるので採れなかったが、今年は1回採れました。最近捕獲の取り組みに力を入れていただいていて、先日も近くで6頭のイノシシの捕獲があったと聞いた、そのおかげで今年は少しタケノコが採れたと感じている、それだけ捕獲が進んでいると感じている。しかし冬が暖冬でシカもイノシシも子供が元気に越冬してしまうので、次の世代が増えてくる可能性があるが、運営協議会の皆様が年度の初めにお集まりいただき、令和2年度の活動・方針・捕獲目標などを決めていただきながら、最大限の努力・方向付けをいただくといった中で、今までも成果を上げ、令和2年度も期待させていただくところである、南丹市の少子高齢化の農村の農地を守る皆さんがさらに鳥獣被害で農業意欲を無くしてしまうというこをは何としても解決して行かなければなければならない課題であるので、どうかみなさんのお力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げまして、大変意を尽くしませんが開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

<3. 委嘱状の交付>

事 務 局:本年度は委員の改選の年であります、予め委員の皆様にはご了解いただきたく ご案内申し上げておりましたが、本日は協議会条例第3条第2項に基づき、西 村市長より委嘱状の交付をさせていただきます。 — 委嘱状を交付する — 委員様の任期につきましては、協議会条例第4条に基づきまして、令和4年3 月31日までの2年間、お世話になることとなります、どうぞよろしくお 願いいたします。

> ここで西村市長につきましては、この後の公務が入っておりますので、席をは ずさせていただきます、お許しをいただきたいと思います。

事 務 局:本日の出席状況の報告をさせていただきます。協議会委員19名のうち、本日 15名の委員の出席をいただいております。協議会条例第6条第2項の規定 によりまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を会議を開くことがで きないとなっております。本日半数以上の出席をいただいており、開催要件を 満たしておりますので本日の協議会が成立していることを報告申し上げます。

< 4. 会長・副会長の選任>

事 務 局:まず、協議事項に入ります前に、委員の改選に伴い、会長及び副会長の選任をいただきたく存じます。会長及び副会長については、協議会条例第5条第1項に基づきまして、委員の互選によってこれを定めるとなっておりますが、先月本会でご承認いただけましたばかりですので、その内容であります会長に南丹市猟友会会長 西村義一さまにお願し、副会長については園部町森林組合代表理事組合長 奥村安治さま及び、美山漁業協同組合代表理事組合長 小中昭さまにお願いするという内容で提案させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。 一意義なし 一

異議なしの声をいただきました、それでは改めましてその内容でご承認いただけますでしょうか。 — 意義なし —

それでは会長に南丹市猟友会会長 西村義一さま、副会長に園部町森林組合代 表理事組合長 奥村安治さま及び、美山漁業協同組合代表理事組合長 小中昭 さまにお世話になります、どうぞよろしくお願い致します。

事 務 局: それでは、協議事項に入らさせていただきます。南丹市野生鳥獣被害対策運営 協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会議は会長が議長となることとなっておりますので、早速ではございますが、西村会長さま、よろしくお願いいたします。

< 5. 協議事項 ①令和元年度の捕獲結果報告について>

議 長:これより審議に入ります。最初に令和元年度捕獲結果報告について事務局より 説明を求めます。 事務局:南丹市猟友会の皆様方におかれましては、生業のかたわら、お忙しい中、年間を通じ、四季に関係なく、計画捕獲10期の出動をいただき、有害鳥獣1,336頭羽を捕獲いただきました。内訳につきましては、オスジカ441頭メスジカ569頭、シカの合計1,010頭、イノシシ245頭、サル6頭、アナグマ11頭、アライグマ17頭、キツネ1頭、タヌキ8頭、カラス3羽、カワウ24羽、ハクビシン11頭であります。また計画捕獲の他に市町境で実施しました広域捕獲では、16回の実施で延べ290名の出動をいただき、オスジカ43頭、メスジカ76頭、シカ合計119頭、イノシシ8頭を捕獲いただきました。平成24年度から実施しておりますカワウの広域捕獲につきましては、年3回の実施で延べ126名の出動をいただき3羽を捕獲いただきました。以上で報告を終わります。

議 長:ただ今の事務局の説明に質問はございますか。 — 質問なし — 無いようですので次に移らせていただきます。

< 5. 協議事項 ②令和元年度の農林作物等の被害状況について>

議 長:次に令和元年度野生鳥獣による農林水産物の被害状況について事務局の説明 を求めます。

事務局:令和元年度における野生鳥獣による農林水産物被害状況について、報告いたします。この被害状況報告につきましては、令和2年2月に南丹市各区長、農家組合長、造林組合長にアンケートを実施し、その結果によるものと、京都府農業共済組合京都支所の水稲・豆類等の被害額のデータを勘案し、算出したものであります。

令和元年度の南丹市全体の被害につきましては、水稲 38.2ha、1,308 万 8 千 円、麦類 2.5ha、91 万 3 千円、野菜・果実類 4.7ha、223 万 5 千円、豆類 7.7ha、508 万 3 千円、いも類 0.5ha、5 千円、植林木につきましてはスギ・ヒノキの被害でありまして、主に熊剥ぎ・シカの食害になります。0.2ha、152 万円、特用林産物 10.2ha、168 万 7 千円、放流淡水魚、15 万 500 尾 793 万 3 千円となっています。合計被害額は 3,246 万 4 千円であります。被害率につきましては、シカが約 42%、イノシシ約 29%、ニホンザル約 2%、クマが約 3%、その他鳥獣が 24%となっております。

被害額につきまして、被害報告に上がってこない被害も多々あると予測され、 丹精込めて作ってこられた農林水産物への被害は計り知れない精神的ダメー ジがあると存じます。以上で報告を終わります。

議 長:ただ今の事務局の説明にご意見ご質問はございますか。 — 質問なし — 無いようですので次に移らせていただきます。

< 5. 協議事項 ③ 令和2年度の捕獲許可頭数及び許可期間について・④令和2年度捕獲 従事予定者について>

議 長:次に令和2年度の捕獲許可頭数及び許可期間(案)及び令和2年度捕獲従事予 定者(案)について、関連があるので事務局より一括で説明を求めます。

事務局:令和2度における有害鳥獣捕獲許可頭数計画(案)について提案いたします。 捕獲許可頭数計画につきましては、南丹市猟友会様から各支部管内の被害状 況等によりご計画いただいた内容を、総合的に判断し策定しております。この 計画は、あくまで、捕獲許可頭数となっておりますので、捕獲目標ではないと いうことをご理解ください。令和2年度につきましては、1期約1箇月間の銃 器6期間、1期約3箇月のわな・あみ4期間となっております。年間の南丹市 全体の捕獲許可頭数を合計しまして、オスジカ1,265頭、メスジカ1,815頭、 計3,080頭、イノシシ1,520頭、サル175頭、アナグマ115頭、アライグマ 205頭、ヌートリア215頭、キツネ20頭、タヌキ110頭、カラス410羽、ス ズメ1,000羽、ヒヨドリ50羽、カワウ420羽、ハクビシン95頭、イタチ20 頭となっております。

続きまして、令和2年度捕獲従事予定者について説明させていただきます。従事していただく方につきましては、南丹市猟友会様からご推薦いただきました方を名簿に上げさせていただいております。園部支部につきましては47名、銃器班13名、わな班44名の方にお世話になりまして、八木支部は19名、銃器班12名、わな班14名、日吉支部は14名、銃器班9名、わな班13名、美山支部は22名 銃器15名 わな18名なお、わな、銃器の両方をお持ちの方につきましては重複しております。令和2年度におきましては合計102名の皆様方に捕獲従事者としてお世話になることを予定しています。また平成25年度の年度途中から日吉の捕獲檻の実施につきまして、南丹市猟友会八木支部・美山支部から応援に入ってもらっており、今年度も引き続きお世話になる予定をしております。以上で提案を終わります。

議 長:ただ今の事務局の説明に質問はございますか。

委員:アライグマの捕獲オリに入った小動物はどういった扱いになるのか、放すこと になると聞いているが、この捕獲計画に入っている動物がせっかく獲れたの に有害駆除として対応できないのか。

事務局:捕獲オリは特定外来生物としてのアライグマを合法的に住民による防除ができるよう、南丹市が防除計画を環境省に提出して貸し出しが可能となっている。それ以外の動物が入った際は誤捕獲として放獣してもらう必要があるが、市としても法的な整理や可能性等を京都府と相談していきたい。

議 長:他に質問はありますか。 — 質問なし — 無いようですので令和2年度捕獲許可頭数・従事者について原案通り承認と

することで賛成の方は挙手をお願いします

一挙手多数一 原案通り承認されました、(案)の削除をお願いします。 以上を持ちまして本日予定をしておりました協議はすべて終了しました。皆様のご協力に対し厚くお礼を申し上げます、ありがとうございました。

< 6. その他>

※京都府南丹広域振興局より広域有害鳥獣捕獲事業の実績について説明

事務局:今の説明やそのほかに何か意見はございませんでしょうか。

委員:カワウによる鮎等の漁業被害が甚大である、先月の本会でも話題になっていたが、空気銃の貸し出しや補助制度をぜひ実現してほしい。

委員: それでそれが実現した結果、これだけ成果が上がり、これだけ被害が減ったということを明確に数字で示されると分かりやすいのではないか。

事務局: 今年は処理施設を建設することで前に進んでいっておりますが、このことについても他市の事例等を参考にし勉強し、できることは一歩づつ前に進んでいけるよう努力します。

< 7. 閉 会>

副 会 長:本日は大変お忙しい時期に本会議にご出席いただき、また令和2年の計画等に ついてご承認いただいたことにお礼を申し上げます。

> 鳥獣被害は、我々農村部に住んでいる者にとっては大きな課題、そのためには 市に予算をつけていただいて、猟友会の皆様方にがんばっていただいて、農林 水産物の被害が少しでも減るようにお願いを申し上げて、本日の会議の閉会 の挨拶とさせていただきます。